

4月13日受付開始

令和8年度龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金

40歳未満(本人か配偶者)もしくは18歳未満の子がいる
若者・子育て世代が住宅を購入すると補助金がでます

最大15万円

基本額
10万円

原則として下記の
補助条件に該当する
すべての方に補助

加算額
5万円
(最大)

登記申請が受付された日
から補助金の申請日まで
の間に、市内で消費した
金額をキャッシュバック
(一部対象外あり)

条件①

40歳未満(配偶者可)又は
18歳未満の子がいる
(令和8年4月1日時点)



条件②

住宅を建築(購入)し、
登記申請が受付された
日から1年以内



条件③

金融機関と10年以上の
ローンを締結



申請期限

令和9年2月26日

※予算額に達した場合、申請期限を待たずに受付を終了する場合あり。
※登記受付から1年以上経過した方は申請ができませんので、ご了承ください。

龍ヶ崎市 まちの魅力創造課 人口問題対策室

TEL 0297-64-1111(内線:377・376)

Mail miryoku@city.ryugasaki.lg.jp

詳細はこちら



●龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金って？

龍ヶ崎市では、若者・子育て世代の定住化を促進し、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、住宅ローンを活用して、市内に自ら居住するための住宅を取得した若者・子育て世代を対象に補助金を交付します。

●どんな人が補助金をもらえる対象になるの？

申請には、以下の条件をすべてクリアする必要があります



対象者

- ① 市内に住宅(新築・中古・戸建・集合)を取得した40歳未満(配偶者でも可)、もしくは世帯に18歳未満の子がいる方 ※令和8年4月1日現在
- ② 住宅取得のために、金融機関とのローン(返済期間10年以上)を締結している
- ③ 居住者に市税等の未納がない
- ④ 居住者が暴力団員でない
- ⑤ 過去にこの補助金を受けていない



建物

- ① 玄関、台所、トイレ及び浴室を備え延べ床面積が60㎡以上の建物である
- ② 所有権の保存又は移転の登記の申請が受付された日(※)から1年以内の住宅である
※全部事項証明書>権利部(甲区)に記載の所有権保存又は移転の年月日
- ③ 昭和56年6月以降の耐震基準で建築された住宅(中古住宅の場合)

●いくら補助金がもらえるの？



補助金額

最大

15万円

基本額

10万円

※対象要件にあえば必ず支給する

+

加算額

5万円

※上記金額は最大金額です

加算＝市内で消費した分をキャッシュバック

住宅取得後から補助金申請日までの期間に龍ヶ崎市内で消費した商品・サービスが対象になります。

※一部対象外の商品等あります。事前にホームページでご確認ください。
※複数店舗の合算も可能です。



申請時シート(領収書)の
原本添付が必要

●申請に必要な書類は？

以下の書類をすべて提出する必要があります。



必要な書類

- 申請書兼請求書(様式第1号)
 - 対象経費内訳一覧(様式第2号)【加算額確認用】
+経費の領収書・レシート(原本のみ有効)
- 市HPよりダウンロード可
- 住民票謄本(コピー不可)※発行日から3ヶ月以内のもの
※世帯全員の続柄記載のもの ※マイナンバーは記載しない
 - 補助対象住宅の登記事項証明書(建物の全部事項証明書に限る。コピー可)
 - 金融消費貸借契約を証する書類のコピー(ローンの契約書等)
 - 国が実施する補助金活用有無の申立書
※国が実施する補助金を活用した場合、決定通知のコピーを添付してください
※活用有無や通知については、住宅を購入したハウスメーカー等へお問合せください
- <店舗等との併用住宅の場合>
- 居住用面積が確認できる書類の写し(平面図の写しなど)
- ※申請の受付は郵送でも可能です。
※提出書類の控えが必要な方は、提出前にご自身でコピーをお取りください。